

令和 9 年度（教総委）第 1 号多賀町放課後児童クラブ運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、多賀町が令和 9 年度～令和 11 年度における多賀町放課後児童クラブ運営業務委託を発注する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名称

令和 9 年度（教総委）第 1 号多賀町放課後児童クラブ運営業務委託

2 業務目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない多賀町立小学校在籍児童を対象に家庭に代わる生活の場として放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

多賀町放課後児童クラブ

（滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 7 2 2 番地 5 9（多賀小学校敷地内））

（滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 7 3 8 番地（多賀小学校内））

5 委託費

金 208,000,000 円を上限とする。

6 業務内容

別紙「多賀町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」に記載のとおりとする。

なお、本プロポーザルにおいて優先交渉権者となった事業者の企画提案の内容を基本として、当該仕様書について必要に応じて追加、変更等の調整を行い、最終的な仕様を定めるものとする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件をすべて満たしていること。

（1）多賀町入札参加資格を有すること。

（2）多賀町入札参加資格を有しない場合は、参加意向申出書と同時に以下の書類を提出すること。

① 納税証明書

② 財務諸表（決算書）

③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

④ 印鑑証明書

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

（4）多賀町の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

（5）滋賀県内で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施または受託した実績があること。

（6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続き開始の申

立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（７）国税、県税、市町村税を滞納していないこと。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号による暴力団および同第６号に規定する暴力団関係者でないこと。

８ スケジュール

項目	期日
プロポーザル実施公告	令和８年８月１０日（月）
質問の提出期限	令和８年８月２１日（金）午後５時まで
質問の回答	令和８年８月２８日（金）
参加意思表明書の提出期限	令和８年９月４日（金）午後５時まで
企画提案書等の提出期限	令和８年９月１４日（月）午後５時まで
プレゼンテーション審査	令和８年９月３０日（水）（予定）
結果通知	審査後、速やかに
契約締結	令和９年４月１日
業務開始	令和９年４月１日

９ 質問の受付および参加意思表明書の提出

（１）質問の受付および回答

仕様等に関して質問がある場合は、指定した期間内に、質問書（様式１）を電子メール（電話および持参不可）により提出すること。

ア 提出期限

令和８年８月２１日（金）午後５時

イ 提出先メールアドレス k-ed@town.taga.lg.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、多賀町ホームページ上で令和８年８月２８日（金）までに公開するものとし、個別回答は行わない。なお、質問の内容によっては回答を示さない場合がある。

（２）参加意思表明書の提出

応募する事業者は次のとおり参加意思表明書（様式２）を提出すること。

ア 提出期限

令和８年９月４日（金）午後５時

イ 提出場所

〒５２２－０３４１ 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀３２４番地
多賀町教育委員会事務局 教育総務課

ウ 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く日の午前８時３０分から午後５時までの時間帯に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

10 企画提案書の提出

企画提案書は、9に定める参加意思表明書を提出した者のみが提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時

(2) 提出場所

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地
多賀町教育委員会事務局 教育総務課

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までの時間帯に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

(4) 提出書類および提出枚数

	提出書類	提出枚数
1	企画提案書表紙（様式3）	1部
2	会社概要書（様式4）	1部
3	業務実施体制（様式5）	1部
4	業務受託実績書（様式6）	1部
5	企画提案書 （任意様式・原則としてA4判・おおよそ10ページ以内）	5部
6	価格見積書（様式7）	1部
7	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	1部
8	履歴事項全部証明書	1部
9	納税証明書（国税、県税、市町村税）	1部

11 審査方法

優先交渉権者は、以下の要領で選定する。

(1) 選定方法

参加資格条件を満たす事業者について、令和9年度多賀町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会において、書類審査およびプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

(2) プレゼンテーションおよび質疑応答

ア プレゼンテーションは、令和8年9月30日（水）に実施する。時間および場所については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは提出資料を用いて20分間以内で行うものとし、その後、質疑応答（10分間以内）を行うものとする。

ウ プレゼンテーションに参加できる者は3人までとする。なお、本業務を担当する責任者の参加は必須とする。

エ プレゼンテーション会場には、パーソナルコンピューターを接続できる大型ディスプレイを用意する。

(3) 評価基準および配点

プレゼンテーションを踏まえた審査では、次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
会社概要	・児童福祉や教育に関する基本的な考え方が適切か ・具体的かつ実現可能な運営方針か	5 点
経営状況 業務実績	・経営母体の財務状況は健全か ・過去の運営実績（規模や実施年数）から経験豊富な事業者であると判断できるか	10 点
業務内容	・児童の発達段階に応じた育成支援（日常活動、遊び、行事等）の考え方および実施方法が具体的に示されているか ・児童が楽しめる様々なプログラムの提供が期待できるか ・児童の権利を尊重するための具体的な取組が示されているか	10 点
	・特別な支援が必要な児童への育成支援の考え方および実施方法が示されているか	10 点
	・保護者および児童からの意見、要望、相談、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するための体制や具体的な取組が示されているか	5 点
	・学校との連携・協力の必要性を十分に認識し、良好な関係を築いて運営していく姿勢が見受けられるか	5 点
業務体制	・責任者、支援員等、必要な人員が適正に配置され、指揮命令系統が確立されているか ・責任者不在時の連絡体制（平日、休日、時間外等）が具体的に示されているか ・支援員等に急な欠員が生じた場合の交代要員やバックアップ体制等、柔軟かつ具体的な対策が講じられているか	10 点
	・安定的に支援員等を確保するための具体的な方策（採用方法等）を有しているか ・支援員等の継続雇用や処遇改善について具体的な取組が行われているか ・教育、研修により支援員等の資質を向上する体制をとっているか	10 点
	・業務開始までの準備体制が示されているか ・支障なく引継ぎができる体制が整っているか	5 点
危機管理体制	・緊急時（災害、事故、感染症の発生、不審者侵入等）の連絡体制、各種マニュアルの整備等、緊急時に適切に対応できる体制や対策が整っているか ・個人情報保護および秘密の漏洩防止に向けて、支援員等への意識啓発の取組が示されている	10 点
自由提案	・サービス向上、事務効率化等、本業務の履行に有効と考えられる提案が示されているか	10 点
見積金額	・全提案者のうち最低見積額／当該提案者の見積額×10 ※小数点以下切り捨て	10 点
	合計	100 点

【採点基準】

配点	評価の目安と得点表					
	非常に 優れている	優れている	標準	劣っている	非常に 劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0

(4) 結果通知

審査結果については、後日すべての提案者に電子メールにより結果のみを通知する。また、契約締結後、選定結果をホームページにおいて公表する（優先交渉権者以外の提案者名は公表しない。）。なお、審査結果に関する問い合わせおよび審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けない。

12 契約手続

優先交渉権者は、優先交渉権者が提出した企画提案書に基づいて多賀町と協議し、業務の最終的な仕様を定めたうえで、随意契約の方法により多賀町と契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調となった場合、優先交渉権者が応募要件を満たさないと判明した場合またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、評価結果が次点の提案者を優先交渉権者とする。

なお、契約金額は、原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととする。ただし、協議により業務の追加等が生じた場合はこの限りではない。

13 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を及ぼす行為があった場合
- (3) 信義に反する行為があった場合
- (4) その他選考に係る不正行為があった場合

14 その他

- (1) 企画提案書の作成費用、見積費用、交通費等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の受領後、多賀町が必要と判断した場合には、補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (5) 本業務に係る予算が議会において不成立となった場合、減額やその他の理由により業務の履行が困難となった場合には、契約を締結しない。また、本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とするため、契約の次年度以降において所要の予算の当該金額について減額または削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができるものとする。ただし、このことにより受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとし、この場合における賠償額は両者協議して定めるものとする。
- (6) 本業務の契約締結日以前の準備期間において発生した準備費用・損害については、受託者の負担とし、発注者は一切の費用負担を行わないものとする。

15 問い合わせ先

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地
多賀町教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0749-48-8123

FAX 0749-48-8155

メール k-ed@town.taga.lg.jp